		⑹　義務船舶無線電信局（総トン数500トン未満の国際航海に従事する船舶（旅客船及び漁船を除く。）、総トン数1,600トン未満の遠洋区域又は近海区域を航行する船舶（旅客船を除く。）であって国際航海に従事しないもの及び総トン数300トン未満の船舶を除く。）に備え付ける連絡設備については、船舶内の主たる連絡設備から独立していないとき又は同時に音声を送り及び受ける設備がないときは、「不可」とする。

二　電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　周波数	1　原則として全ての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 2　無線設備を無変調の状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。 3　単側波帯の電波を使用する無線設備にあっては、変調周波数1,500Hzの正弦波で変調し、上側波帯の周波数を測定する。 4　周波数偏位の変調方式の無線設備にあっては、マーク及びスペース時の周波数偏位を考慮して測定する。	許容偏差を超えるときは、「不可」とする。
2　スプリアス発射の強度	1　原則として設備規則別表第３号におけるスプリアス発射の強度の許容値を規定する周波数範囲において、その値を測定する。 2　発振方式に係わらず、同一周波数帯内の任意の１周波数を選定し、測定する。 3　原則として無線設備を無変調状態で動作させたときの基本周波数における平均電力と、あらゆるスプリアス発射が予想される周波数についてもスプリアス発射の強度とを比較した差又はスプリアス発射の強度を測定した値とする。 4　測定値は、設備規則別表第３号に規定する単位で記載する。 5　単側波帯の電波を使用する無線設備にあっては、変調周波数1,500Hzの正弦波を変調信号入力端子に入力し、送信装置の出力電力を定格出力の80%にしたときのスプリアス発射の強度を測定する。 6　電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。	許容値を超えるときは、「不可」とする。
3　不要発射の強度	1　原則として設備規則別表第３号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち９kHzから110GHzまで又は中心周波数の２倍の周波数のうちいずれか高い周波数までの周波数範囲で測定する。 2　無線設備の構成（ろ波器、増幅器、導波管その他の機器の使用の状況等）により、特定の周波数範囲において明らかに許容値を満足することが既知の周波数特性を示す書類等により合理的に確認できる場合は、その旨を記載することで、当該周波数範囲の測定に代えることができる。 　また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰することが明らかなときは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。 3　原則として無線設備を通常の変調状態で動作させたときに給電線に供給される周波数ごとの不要発射の平均電力（無線測位業務を行う無線局及び30MHz以下の周波数の電波を単側波帯で使用する船舶局の送信設備にあっては、尖頭電力）を測定した値又はその値を設備規則別表第３号に定めるところにより搬送波電力若しくは平均電力と比較した差を不要発射の強度とする。ただし、通常の動作状態が無変調であるもの又は変調させた状態での測定が不可能なものについては、無変調状態において測定した値を測定値とする。 4　不要発射の強度は、設備規則別表第３号に規定する参照帯域幅当たりの値に換算したものを、同表に規定する単位で記載する。 5　電界強度の測定による場合は、障害物の影響ができる限り少ない受信点で行う。	許容値を超えるときは、「不可」とする。